

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年4月1日（令和6年（行情）諮問第378号ないし同第382号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（行情）答申第429号ないし同第433号）

事件名：在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件
在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件
在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書7」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書187」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したこと及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月7日付け情報公開第00899号ないし同第00902号、同第00904号、同第00906号及び同第00907号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処

分7」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

また外務省行政文書管理規則第10条に基づき作成が義務付けられる「経緯も含めた意思決定に至る過程」及び「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書が特定されていないので、それらに関する文書の特定を求める。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、一部不開示でありながら不開示とした部分が「文書9」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書（令和6年（行情）諮問第378号に係るもの）

外務省行政文書管理規則第10条に基づき作成が義務付けられる「経緯も含めた意思決定に至る過程」及び「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書が特定されていないので、それらに関する文書の特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和6年（行情）諮問第378号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年2月1日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、開示とする決定を行い（令和4年4月4日付け情報公開第00017号）、更に、最終の決定として186件の文書を特定し、13件の文書を開示、7件の文書を部分開示、166件の文書を不開示とする決定を行った（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月15日付け（原文ママ）で、原処分1の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文章（原文ママ）は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書187の186件である。

（3）不開示とした部分について

ア 文書9ないし文書11、文書19ないし文書147、文書150ないし文書187の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する情報及び米国政府との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

イ 文書18の不開示部分は、個人に関する情報であって、個人の識別につながるおそれがあるため、公表慣行があるものを除き、法5条1号に該当し、不開示とした。

ウ 文書147ないし文書149の不開示部分は、現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、②不開示処分の対象部分の特定を求める、③一部に対する不開示処分の取消し、等を主張する。①について、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。②について、処分庁は、不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。③について、処分庁は、上記（3）のとおり、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、法5条の各号に該当する

部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和6年（行情）諮問第379号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年4月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、開示とする決定を行い（令和4年6月13日付け情報公開第00712号）（原文ママ）、更に、最終の決定として185件の文書を特定し、12件の文書を開示、7件の文書を部分開示、166件の文書を不開示とする決定を行った（原処分2）。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月15日付け（原文ママ）で、原処分2の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書3ないし文書187の185文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

3 原処分3（令和6年（行情）諮問第380号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年8月9日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、部分開示とする決定を行い（令和4年10月11日付け情報公開第01710号）、更に、最終の決定として184件の文書を特定し、11件の文書を開示、7件の文書を部分開示、166件の文書を不開示とする決定を行った（原処分3）。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月15日付け（原文ママ）で、原処分3の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書4ないし文

書 187 の 184 文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記 1 (3) と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記 1 (4) と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 3 を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分 4 (令和 6 年 (行情) 諮問第 381 号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和 4 年 8 月 9 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 4 の開示請求に対し、法 11 条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として 1 件の文書を対象文書として特定し、開示とする決定を行い (令和 4 年 12 月 19 日付け情報公開第 02147 号)、更に、最終の決定として 183 件の文書を特定し、10 件の文書を開示、7 件の文書を部分開示、166 件の文書を不開示とする決定を行った (原処分 4)。

これに対し、審査請求人は、令和 5 年 7 月 15 日付け (原文ママ) で、原処分 4 の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の 3 に掲げる文書 5 ないし文書 187 の 183 文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記 1 (3) と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記 1 (4) と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分 4 を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分 5 (令和 6 年 (行情) 諮問第 382 号に係るもの)

(1) 経緯

処分庁は、令和 4 年 8 月 9 日付けで受理した (原文ママ) 審査請求人からの本件請求文書 5 の開示請求に対し、法 11 条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として 1 件の文書を対象文書として特定し、開示とする決定を行い (令和 5 年 2 月 27 日付け情報公開第 02649 号)、更に、最終の決定として 182 件の文書を特定し、9 件の文書を開示、7 件の文書を部分開示、166 件の文書を不開示とする決定を行った (原処分 5)。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月15日付け（原文ママ）で、原処分5の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書5（原文ママ）ないし文書187の182文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分5を維持することが妥当であると判断する。

6 原処分6（令和6年（行情）諮問第382号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年8月9日付けで受理した（原文ママ）審査請求人からの本件請求文書6の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を対象文書として特定し、開示とする決定を行い（令和5年6月5日付け情報公開第00649号）、更に、最終の決定として182件の文書を特定し、9件の文書を開示、7件の文書を部分開示、166件の文書を不開示とする決定を行った（原処分6）。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月15日付け（原文ママ）で、原処分6の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書6ないし文書187の182文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分6を維持することが妥当であると判断する。

7 原処分7（令和6年（行情）諮問第382号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和5年7月4日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書7の開示請求に対し、183件の文書を特定し、10件の文書を開示、7件の文書を部分開示、166件の文書を不開示とする決定を行

った（原処分7）。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月15日付け（原文ママ）で原処分7の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3に掲げる文書5ないし文書187の183文書である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分7を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和6年4月1日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第378号ないし同第382号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月24日 | 審議（同上） |
| ④ 同年5月7日 | 審査請求人から意見書を収受（令和6年（行情）諮問第378号） |
| ⑤ 令和7年9月16日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第378号ないし同第382号） |
| ⑥ 同年10月6日 | 令和6年（行情）諮問第378号ないし同第382号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、改めて検討した結果、本件対象文書の不開示部分のうち、別表2に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」と

いう。)は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書の「在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」との記載及び添付資料から行政文書ファイル「在日米軍駐留経費負担問題」（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定（以下「本件協定」という。）に関して行政文書ファイルにつづられている文書の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる文書（以下「文書1」又は「先行開示文書」という。）及び文書2ないし文書187を特定し、文書1につき先行開示決定（令和4年4月4日付け情報公開第00017号）を行い、文書2ないし文書187につき原処分1を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件請求文書2に係る開示請求書には「在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第00017号（2021-00816）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00816）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件協定に関して行政文書ファイルにつづられている文書のうち、本件請求文書1（開示請求番号2021-00816）に係る先行開示決定で開示された文書1を除く残りの文書及び本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和4年2月2日から本件請求文書2の開示請求受付日である同年4月12日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分1で特定された文書2ないし文書187を特定し、文書2につき先行開示決定（令和4年7月28日付け情報公開第01020号）を行い、文書3ないし文書187につき原処分2を行った。

ウ 本件請求文書3に係る文書の特定について

本件請求文書3に係る開示請求書には、「在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第01020号（2022-00055）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00055）の後に綴られた文書の全

て。」と記載されていることから、本件協定に関して行政文書ファイルにつづられている文書のうち、本件請求文書2（開示請求番号2022-00055）に係る先行開示決定で開示された文書2を除く残りの文書及び本件請求文書2の開示請求受付日の翌日である令和4年4月13日から本件請求文書3の開示請求受付日である同年8月9日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分2で特定された文書3ないし文書187を特定し、文書3につき先行開示決定（令和4年10月11日付け情報公開第01710号）を行い、文書4ないし文書187につき原処分3を行った。

エ 本件請求文書4に係る文書の特定について

本件請求文書4に係る開示請求書には、「在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第01710号（2022-00299）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00299）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件協定に関して行政文書ファイルにつづられている文書のうち、本件請求文書3（開示請求番号2022-00299）に係る先行開示決定で開示された文書3を除く残りの文書及び本件請求文書3の開示請求受付日の翌日である令和4年8月10日から本件請求文書4の開示請求受付日である同年10月20日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分3で特定された文書4ないし文書187を特定し、文書4につき先行開示決定（令和4年12月19日付け情報公開第02147号）を行い、文書5ないし文書187につき原処分4を行った。

オ 本件請求文書5に係る文書の特定について

本件請求文書5に係る開示請求書には、「在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02147号（2022-00408）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00408）の後に綴られた文書の全て（ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く）」と記載されていることから、本件協定に関して行政文書ファイルにつづられている文書のうち、本件請求文書4（開示請求番号2022-00408）に係る先行開示決定で開示された文書4を除く残りの文書及び本件請求文書4の開示請求受付日の翌日である令和4年10月21日から本件請求文書5の開示請求受付日である同年12月27日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分4で特定された文書5ないし文書187を特定し、文書5につき先行開示決定（令和5年2月

27日付け情報公開第02649号)を行い、文書6ないし文書187につき原処分5を行った。

カ 本件請求文書6に係る文書の特定について

本件請求文書6に係る開示請求書には、「在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02147号（2022-00408）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00408）の後に綴られた文書の全て（ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く）」と記載されていることから、本件協定に関して行政文書ファイルにつづられている文書のうち、本件請求文書4（開示請求番号2022-00408）に係る先行開示決定で開示された文書4を除く残りの文書及び本件請求文書4の開示請求受付日の翌日である令和4年10月21日から本件請求文書6の開示請求受付日である令和5年4月4日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分4で特定された文書5ないし文書187を特定し、文書5につき先行開示決定（令和5年6月5日付け情報公開第00649号）を行い、文書6ないし文書187につき原処分6を行った。

キ 本件請求文書7に係る文書の特定について

本件請求文書7に係る開示請求書には、「在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02147号（2022-00408）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00408）の後に綴られた文書の全て（ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く）」と記載されていることから、本件協定に関して行政文書ファイルにつづられている文書のうち、本件請求文書4（開示請求番号2022-00408）に係る先行開示決定で開示された文書4を除く残りの文書、及び本件請求文書4の開示請求受付日の翌日である令和4年10月21日から本件請求文書7の開示請求受付日である令和5年7月4日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分4で特定された文書5ないし文書187を特定し、これにつき原処分7を行った。

ク 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

- (2) 上記(1)アないしキの文書の特定方法に問題はなく、上記(1)クの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説

明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、在日米軍駐留経費負担に関する我が国の個別・具体的な検討内容等が記載されている。当該経費負担については、今後も日米間で交渉が行われる可能性があるところ、当該経費負担の考え方についての検討の詳細が公になれば、我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国が今後の交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、在日米軍駐留経費負担に関する日米両国の率直なやり取りが記載されている。これを公にすることにより、日米間で今後も協議が行われる可能性がある問題に関する両国の率直な見解等が明らかとなる結果、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、並びに今後、米国との間で忌たんのない協議が行えなくなり、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害することにより国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分を公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全が害されるおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とは

いえない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

当該部分には、米国政府職員の氏名及び肩書が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

外国政府職員の氏名の公表慣行については、局長級以上の職員の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、それ以外の場合には不開示としているところ、当該部分に記載の米国政府職員は、局長級以上の職員には該当しないことから、不開示とした。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該部分に記載の個人の氏名及び肩書については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

4 付言

当審査会において、原処分1ないし原処分7に係る行政文書開示決定等

通知書を確認したところ、本件不開示部分とその理由の説明として、別表 1 のとおり記載されており、その理由については、番号 4 に掲げる文書の不開示とした理由につき「現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報」と記載されていることが認められるが、不開示とした部分において当該文書の該当箇所が記載されていないことが認められる。

かかる記載は、いずれの部分が番号 4 の不開示理由に該当するのか特定されておらず、不適切といわざるを得ない。特に、文書 147 については、番号 4 だけでなく、番号 1 にも掲げられていて、いずれの部分が番号 1 と番号 4 の不開示理由に該当するのかも判然としない。

しかしながら、審査請求人は、理由提示の不備による原処分を取り消しを求めていることからすると、本件においては原処分を取り消すまでとは認められないものの、今後は、実際の開示実施文書と照合せずとも、不開示部分に記載されている情報や当該部分を不開示とした具体的な理由が示されるべきである。

処分庁においては、今後、不開示部分の特定を具体的に記載すべきである。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号及び 3 号に該当すると認められるので、同条 5 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1（令和6年（行情）諮問第378号に係るもの）

在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書2（令和6年（行情）諮問第379号に係るもの）

在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第00017号（2021-00816）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2021-00816）の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3（令和6年（行情）諮問第380号に係るもの）

在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第01020号（2022-00055）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00055）の後に綴られた文書の全て。

(4) 本件請求文書4（令和6年（行情）諮問第381号に係るもの）

在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第01710号（2022-00299）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00299）の後に綴られた文書の全て。

(5) 本件請求文書5（令和6年（行情）諮問第382号に係るもの）

在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02147号（2022-00408）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00408）の後に綴られた文書の全て（ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く）。

(6) 本件請求文書6（令和6年（行情）諮問第382号に係るもの）

在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02147号（2022-00408）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00408）の後に綴られた文書の全て（ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く）。＊ 情報公開第02460号に対する審査請求が情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経ずに却下されましたので、改めて請求致します。

(7) 本件請求文書7（令和6年（行情）諮問第382号に係るもの）

在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に関して行政文書ファイル等に綴られた文書のうち情報公開第02147号（2

022-00408)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00408)の後に綴られた文書の全て(ただし外務省ホームページに掲載されたものは除く)。* 情報公開第00649号に対する審査請求が情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経ずに却下されましたので、改めて請求致します。

2 先行開示文書

文書1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

3 本件対象文書

文書2 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING NEW SPECIAL MEASURES RELATING TO ARTICLE XXIV OF THE AGREEMENT UNDER ARTICLE VI OF THE TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA, REGARDING FACILITIES AND AREAS AND THE STATUS OF UNITED STATES ARMED FORCES IN JAPAN

文書3 協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国特命全権大使との間の書簡

文書4 AGREED MINUTES TO THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA CONCERNING NEW SPECIAL MEASURES RELATING TO ARTICLE XXIV OF THE AGREEMENT UNDER ARTICLE VI OF THE TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA, REGARDING FACILITIES AND AREAS AND THE STATUS OF UNITED STATES ARMED FORCES IN JAPAN, SIGNED AT TOKYO ON JANUARY 22, 2016

文書5 在日米軍の駐留経費に係る負担についての実質合意(令和3年12月)

文書6 在日米軍駐留経費負担について

文書7 米国防総省「共同防衛に対する同盟国の貢献に関する統計概要」

文書8 在日米軍関係経費(令和4年度予算案)

文書9 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

文書 1 0	同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）（HNS））実質 合意後想定
文書 1 1	【対外応答要領】「同盟強靱化予算」の実質合意について （令和3年12月27日）
文書 1 2	在日米軍駐留経費負担に係る特別協定
文書 1 3	Diplomatic Note 【Tokyo, January 7, 2022】
文書 1 4	日本側本書（英文）
文書 1 5	米側本書（英文）（協定、議事録）、米側書簡（英）
文書 1 6	米側本書（和文）（協定、議事録）
文書 1 7	日本側書簡（和英）
文書 1 8	HNS特別協定・日米共同研究等に関する交換公文 署名式 実施要領（令和4年1月6日）
文書 1 9	意見交換の記録
文書 2 0	意見交換の備忘録
文書 2 1	資料
文書 2 2	発言御参考（案）
文書 2 3	会合：結果概要
文書 2 4	会合記録
文書 2 5	資料
文書 2 6	会談記録
文書 2 7	会合における発言ポイント（案）
文書 2 8	DRAFT
文書 2 9	会合：結果概要
文書 3 0	会合記録
文書 3 1	米側資料
文書 3 2	打ち合わせ（記録）
文書 3 3	会合：発言ポイント（案）
文書 3 4	会合：結果概要
文書 3 5	会合記録
文書 3 6	意見交換備忘録
文書 3 7	想定
文書 3 8	打合せ備忘録
文書 3 9	協議（記録）
文書 4 0	会談：発言ポイント案
文書 4 1	協定案文（日本側コメント）
文書 4 2	会合記録
文書 4 3	会合（議題、出席者）
文書 4 4	対処方針案

文書 4 5	協議：発言応答要領
文書 4 6	会合：結果概要
文書 4 7	英文資料
文書 4 8	日本側資料
文書 4 9	会合（概要）
文書 5 0	会合（アジェンダ、出席者）
文書 5 1	対処方針（案）
文書 5 2	会合用発言ポイント案
文書 5 3	会合：結果概要
文書 5 4	交渉記録（別添含）
文書 5 5	協議：発言備忘メモ
文書 5 6	資料
文書 5 7	交渉資料
文書 5 8	会合（アジェンダ・出席者）
文書 5 9	ドラフト
文書 6 0	ドラフト
文書 6 1	ドラフト
文書 6 2	英文資料
文書 6 3	実施取り決め
文書 6 4	ドラフト
文書 6 5	会合（概要）
文書 6 6	席上配布資料
文書 6 7	発言ポイント（案）
文書 6 8	ドラフト
文書 6 9	ドラフト
文書 7 0	ドラフト
文書 7 1	協議用発言ポイント（案）
文書 7 2	英文資料
文書 7 3	交渉概要資料
文書 7 4	意見交換記録
文書 7 5	意見交換記録
文書 7 6	米側資料
文書 7 7	意見交換記録
文書 7 8	意見交換記録
文書 7 9	意見交換記録
文書 8 0	懇談記録
文書 8 1	意見交換記録
文書 8 2	意見交換記録

文書 8 3	意見交換記録
文書 8 4	電話協議備忘
文書 8 5	事前説明資料
文書 8 6	事前説明概要
文書 8 7	意見交換概要
文書 8 8	電話協議備忘案
文書 8 9	協議備忘
文書 9 0	協議備忘
文書 9 1	協議備忘
文書 9 2	協議備忘
文書 9 3	協議備忘
文書 9 4	協議備忘
文書 9 5	米側資料
文書 9 6	質問事項
文書 9 7	会合概要
文書 9 8	米側資料
文書 9 9	米側資料
文書 1 0 0	米側資料への質問事項
文書 1 0 1	要望書
文書 1 0 2	質問事項
文書 1 0 3	会合用備忘
文書 1 0 4	米側資料
文書 1 0 5	米側資料
文書 1 0 6	会合概要資料
文書 1 0 7	会合概要資料
文書 1 0 8	米側資料
文書 1 0 9	質問事項
文書 1 1 0	質問事項
文書 1 1 1	質問事項
文書 1 1 2	会合備忘
文書 1 1 3	概要資料
文書 1 1 4	視察備忘
文書 1 1 5	視察結果概要
文書 1 1 6	視察行程資料
文書 1 1 7	視察資料
文書 1 1 8	視察資料
文書 1 1 9	視察結果概要
文書 1 2 0	視察行程資料

文書 1 2 1 関連資料
 文書 1 2 2 質問事項（和文）
 文書 1 2 3 質問事項（英文）
 文書 1 2 4 関連資料
 文書 1 2 5 関連資料
 文書 1 2 6 質問事項への回答（英文）
 文書 1 2 7 質問事項（英文）
 文書 1 2 8 図表資料
 文書 1 2 9 情報共有メール
 文書 1 3 0 米側資料①、②
 文書 1 3 1 資料①、②
 文書 1 3 2 検討用資料
 文書 1 3 3 検討用資料
 文書 1 3 4 会合議事概要
 文書 1 3 5 英文資料
 文書 1 3 6 英文資料
 文書 1 3 7 図表資料
 文書 1 3 8 図表資料
 文書 1 3 9 図表資料
 文書 1 4 0 図表資料
 文書 1 4 1 会議参加者
 文書 1 4 2 図表資料
 文書 1 4 3 会合のポイント
 文書 1 4 4 質問事項
 文書 1 4 5 特別協定の調整に係る公電
 文書 1 4 6 特別協定の調整に係る公電
 文書 1 4 7 在日米軍の駐留経費に係る負担についての日米合意（論説
 懇：記録）（第 7 4 4 9 号）
 文書 1 4 8 在日米軍駐留経費負担（同盟強靱化予算）に係る特別協定等
 （署名済みテキストの送付）（第 1 7 2 5 号）
 文書 1 4 9 在日米軍の駐留経費に係る負担についての日米合意（記者ブ
 リーフ：記録）（第 1 2 0 7 7 8 号）
 文書 1 5 0 特別協定の調整に係る公電
 文書 1 5 1 特別協定の調整に係る公電
 文書 1 5 2 特別協定の調整に係る公電
 文書 1 5 3 特別協定の調整に係る公電
 文書 1 5 4 特別協定の調整に係る公電
 文書 1 5 5 特別協定の調整に係る公電

文書 1 5 6	特別協定の調整に係る公電
文書 1 5 7	特別協定の調整に係る公電
文書 1 5 8	特別協定の調整に係る公電
文書 1 5 9	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 0	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 1	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 2	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 3	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 4	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 5	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 6	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 7	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 8	特別協定の調整に係る公電
文書 1 6 9	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 0	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 1	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 2	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 3	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 4	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 5	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 6	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 7	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 8	特別協定の調整に係る公電
文書 1 7 9	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 0	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 1	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 2	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 3	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 4	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 5	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 6	特別協定の調整に係る公電
文書 1 8 7	特別協定の調整に係る公電

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 9 ないし文書 1 1、文書 2 1 ないし文書 2 3、文書 2 5、文書 2 7 ないし文書 2 9、文書 3 2 ないし文書 3 4、文書 3 5 (1 1 頁目ないし 2 2 頁目)、文書 3 6 ないし文書 3 8、文書 4 0、文書 4 1、文書 4 3 ないし文書 4 8、文書 5 0 ないし文書 5 3、文書 5 4 (1 7 頁目ないし 3 6 頁目)、文書 5 6 ないし文書 6 4、文書 6 6 ないし文書 7 3、文書 7 6、文書 8 5、文書 9 5、文書 9 6、文書 9 9 ないし文書 1 0 2、文書 1 0 4、文書 1 0 5、文書 1 0 8 ないし文書 1 1 1、文書 1 1 3 ないし文書 1 3 3、文書 1 3 5 ないし文書 1 4 2、文書 1 4 4、文書 1 4 7、文書 1 5 1、文書 1 6 2、文書 1 6 4、文書 1 6 8 ないし文書 1 7 0、文書 1 8 1、文書 1 8 4、文書 1 8 6	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する情報及び米国政府との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号
2	文書 1 9、文書 2 0、文書 2 4、文書 2 6、文書 3 0、文書 3 1、文書 3 5 (1 頁目ないし 1 0 頁目)、文書 3 9、文書 4 2、文書 4 9、文書 5 4 (1 頁目ないし 1 6 頁目)、文書 5 5、文書 6	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する情報及び米国政府との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、率直な意見の	法 5 条 3 号、5 号

	5、文書74、文書75、 文書77ないし文書84、 文書86ないし文書94、 文書97、文書98、文書 103、文書106、文書 107、文書112、文書 134、文書143、文書 145、文書146、文書 150、文書152ないし 文書161、文書163、 文書165ないし文書16 7、文書171ないし文書 180、文書182、文書 183、文書185、文書 187	交換又は意思決定の中立性が損 なわれるおそれがあることか ら、不開示とした。	
3	文書18	個人に関する情報であって、個 人の識別につながるおそれがあ るため、公表慣行があるものを 除き、不開示とした。	法5条 1号
4	文書147ないし文書14 9	現在外務省が使用している電信 システムの管理に係る情報であ り、公にすることにより、電信 の秘密保全に支障が生じ、国の 安全が害されるおそれ、交渉上 不利益を被るおそれ、及び外交 事務全般の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるため、不開 示とした。	法5条 3号、 6号

※当審査会にて整理した。

別表 2（諮問庁が新たに開示する部分）

番号	文書番号	頁番号	新たに開示する部分
1	文書 9	6 5 頁目	全部（下 3 行を除く。）
		6 7 頁目	全部
		6 8 頁目	1 行目ないし 1 0 行目
		7 0 頁目	全部（上 2 行を除く。）
		7 1 頁目	全部
2	文書 1 0	7 頁目	2 行目ないし頁末（3 行目右 4 文字を除く。）
		8 頁目	2 行目ないし頁末
		9 頁目	2 行目ないし頁末
		1 0 頁目	2 行目ないし 1 6 行目（3 行目右 4 文字を除く。）
		1 2 頁目	2 行目ないし 1 2 行目（2 行目右 4 文字を除く。）
		1 3 頁目	2 行目ないし頁末
		2 3 頁目	2 行目ないし 1 3 行目
		2 7 頁目	2 行目ないし頁末
		3 4 頁目	2 行目ないし 1 0 行目
		4 2 頁目	2 行目ないし 1 6 行目
		4 3 頁目	2 行目ないし 1 1 行目（2 行目右 2 文字及び 3 行目を除く。）
		4 7 頁目	2 行目ないし 1 9 行目（3 行目右 4 文字を除く。）
		5 8 頁目	2 行目ないし 9 行目
3	文書 1 1		全部